

1. 栗山町立小中学校適正配置計画の素案をご協議いただくにあたって

- ・ 本計画は、次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的としたものです。
 - ①学校教育に関わる関連施策の推進（特色ある学校づくり）
 - ②学校規模の適正化（学校の小規模化への対応措置）
- ・ そのため、委員の皆様から頂いた意見や各種データに基づき、子どもたちの健全な成長を図ることを優先的に考えて、充実した学校環境の整備を進める計画素案を作成しています。
- ・ また、学校数の見直しに伴い懸念されること（例えば、校舎を建て替えた場合の財政負担や、閉校にともなう地域への影響など）への対応についても、適正配置の進行に併せて適切な対応・措置に努めることを明記しています。
- ・ 委員の皆様からいただいた意見を踏まえて整理した考え方については、資料2「各委員からの意見等の整理について」にまとめています。

2. 最終提言後の流れについて（仮に素案のとおり実施する場合）

- ・ 適正配置の実現に向けた具体的な取り組みは、別の準備委員会を設立して進めます。

- ① 総合教育会議（町長と教育委員会による会議）で適正配置計画案を協議
- ② 教育委員会会議で適正配置計画を決定
- ③ 適正配置に関するPTAと地域への説明会を開催
- ④ 各校のPTAと適正配置について合意
- ⑤ （仮称）統廃合準備委員会を設立

統廃合準備 と 校舎等の工事準備 は並行で実施



- | | |
|--------------|--|
| ⑥ 小学校統廃合準備 | ⑥ 適正配置計画に基づく義務教育学校構想の策定 |
| ⑦ 小学校統合 | ⑦ 義務教育学校構想に基づく基本設計の作成 |
| ⑧ 義務教育学校設立準備 | ※校舎の場所や建設形態については、ここで複数のパターン（新築や改築など）を調査し、町民の意見等を伺いながら、決めていきます。 |
| | ⑧ 基本設計に基づく工事実施設計の作成 |
| | ⑨ 工事実施設計に基づく工事の実施 |
| ⑨ 義務教育学校開校 | ⑩ 校舎の供用開始 |

同時

- ・ 上記に関連して、①学校設置条例の改廃、②学校統合、工事等に伴う予算措置、③町総合計画の変更について、議会の議決が必要なことから、町長部局と調整し取り進めることになります。